

【要請内容】

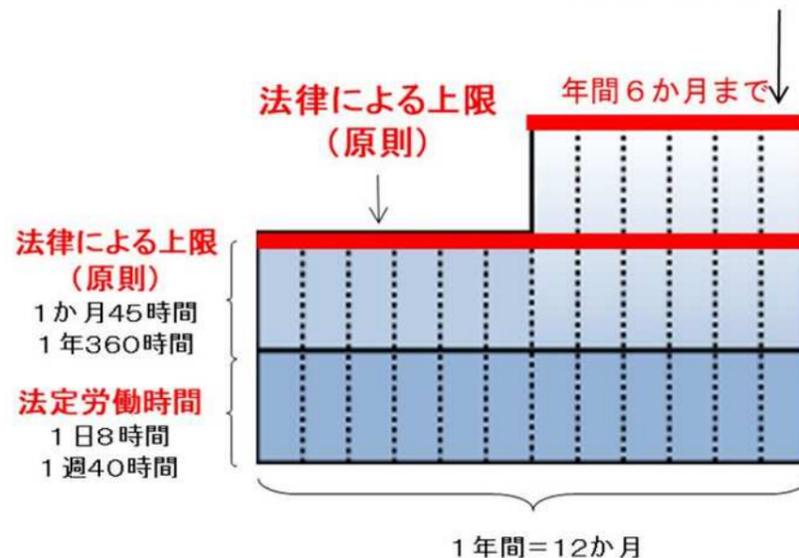
- 来年（令和6年）4月から、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。
- 建設業の多くでは、行政機関が発注する公共工事が業務の大きな柱となっていることから、行政機関が適正な工期設定を徹底しなければ、建設業者における時間外労働時間の縮減は困難です。
- 国、県では、災害復旧等を除き週休2日を原則とした工事発注を行っていますが、業界団体からは県内市町村の取組みの遅れが指摘されています。 適正な工期設定の取組みが行われなければ、今後、入札の不調・不落案件が多発する可能性があります。
- 建設業者が上限規制を遵守できない場合は、罰則が適用され、営業停止や指名停止となって経営に大きな影響が及び、地域の建設業が維持できなくなることも懸念されます。
- 以上から、市町村発注の公共工事におきましても、発注者の指定による週休2日の原則化、これらを前提とした適正な工期設定の推進・徹底をお願いします。
- 御不明な点がありましたら、各総合支庁建設総務課又は県土整備部建設企画課まで御相談ください。

時間外労働の上限規制の内容

- 時間外労働は、原則として**月45時間・年360時間以内**
- 臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合でも、**①年720時間以内、②月45時間を超えることができるのは年間6か月まで、時間外労働と休日労働の合計が③月100時間未満及び④複数の月平均80時間以内**
- ただし、災害対応（道路除雪を含む）の場合は、時間外労働と休日労働の合計が**③月100時間未満及び④複数月の平均80時間以内の規制は適用されない。** ※ 適用を受けるには届出が必要

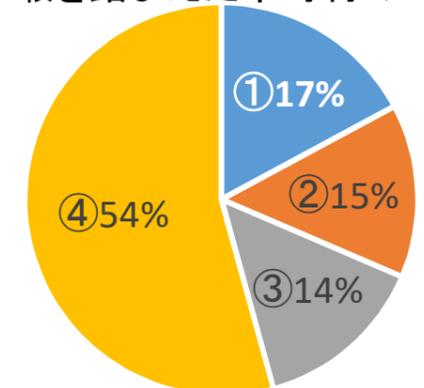
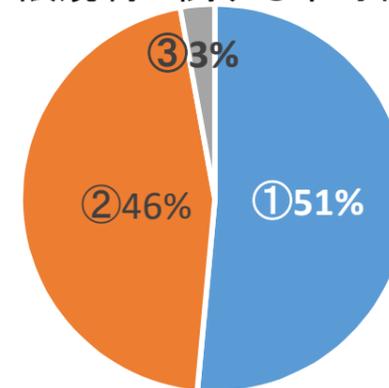
法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間(休日労働含む)
- ・月100時間未満(休日労働含む)



市町村における認識等の現状

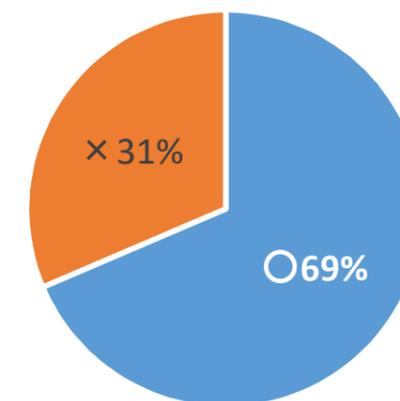
1. 上限規制に関する市町村の認識等 2. 休暇を踏まえた市町村の工期設定



- ① 認識しており、できる範囲で対応
- ② 認識はあるが、対応できていない
- ③ 行政側の対応は必要ない

- ① 週休2日を実施
- ② 4週8休を実施
- ③ 4週6休を実施
- ④ 統一方針なし

3. 年間を通じた発注の平準化



- 〇 実施している
- × 実施していない、検討中、困難

※ 県土整備部による市町村アンケート調査（R5.7月実施）より